

個人情報の保護に当たっては、個人の権利や利益の保護だけを考えるのではなく、個人情報も個人や社会にとって利益をもたらす、大変役に立つものであるということについても十分配慮する必要があります。

最近、法律の形式的な解釈や運用によって、これまで行っていた個人情報の利用や提供をや

私たちの生活は、個人情報を利用したさまざまなサービスの提供により大変便利になっています。また、これまでも互いに個人情報共有することによって、地域社会の協力や連携が図られてきました。

**正しい理解で取り扱いを**

個人情報保護法は、平成17年4月に施行されました。しかし、法律の趣旨が誤解され、必要とされる個人情報の利用・提供が行われないなど、過剰ともいえる反応の一部が見られます。

国では、こうした状況を踏まえ、見直しに向けた検討に入るとともに、引き続き制度の周知を図ることとしています。

**個人情報保護法のポイント**

個人情報保護法は、平成17年4月に施行されました。しかし、法律の趣旨が誤解され、必要とされる個人情報の利用・提供が行われないなど、過剰ともいえる反応の一部が見られます。

国では、こうした状況を踏まえ、見直しに向けた検討に入るとともに、引き続き制度の周知を図ることとしています。

個人情報保護法は、すべての人が尊重すべき個人情報の取り扱いに関する基本理念と、一定規模以上の個人情報を取り扱う民間事業者(非営利団体などを含む)を対象とする個人情報の取り扱いのルールを定めています。そのため、個人が民間事業者の個人情報の取り扱い義務まで負う必要はありません。

しかし、個人情報を取り扱う場合は、信頼性を高め、誰もが安心して利用・提供できるようにする必要があります。

提供する側、される側、すべての人がルールを守り、個人情報を適切に取り扱っていきましょ

◎問い合わせ先  
本庁総務課法規文書係  
☎082221

**個人情報保護法Q & A**  
(中央省庁のガイドラインなどによる)

**Q** 家電製品に重大な欠陥がある緊急時に、メーカーから顧客情報の提供依頼があった場合、提供できますか？

**A** 重大な危険性があり本人の同意を得る時間的余裕もないときは、「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第23条第1項第2号)に該当し、同意を得なくても提供できます。

**Q** 警察や検察などから顧客に関する情報について、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合、提供できますか？

**A** 「法令に基づく場合(法第23条第1項第1号)」に該当し、本人の同意を得なくとも提供できます。ただし、提供を求めた捜査官などの役職、氏名などを確認する必要があります。

**Q** 大災害や事故などの緊急時に患者の家族などから患者に関する情報提供依頼があった場合、患者の存否を回答してもよいのですか？

**A** 「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」であって、本人の同意を得ることが困難であるとき(法第23条第1項第2号)に該当しますので、本人の同意を得なくても提供できます。

**Q** 駅のエスカレーターで転倒した人の巻き添えになり怪我をしましたが、転倒の原因となった相手と話をしています。鉄道会社は保護のためと連絡先を教えてください。どうすればよいでしょうか？

**A** 鉄道会社に、「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合」の例外を適用し提供することを検討してもらいましょう。

**Q** 同窓会名簿を作成し、配付することはできますか？

**A** 次のいずれかの手続きを行えば、作成し、配付することができます。

また、自治会名簿なども同様の手続きにより作成・配付できます。

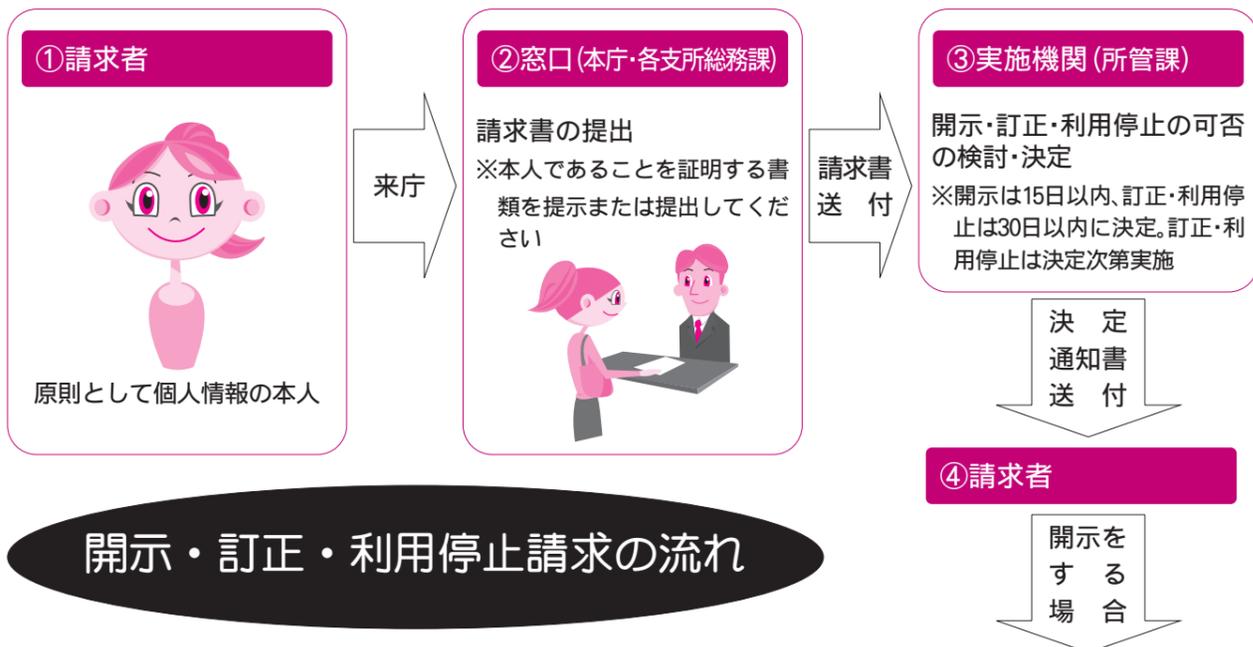
ただし、配付された人への注意事項を明示する必要があります。

◆本人の同意を得る

「氏名、住所など取得した個人情報については同窓生に配付する」など、利用目的を明示し、所定の用紙に記入してもらうなどの同意を得る。(全員の同意を取れなかった場合も、同意を得ることができた人のみの名簿の配付はできます)

◆同意に代わる措置を取る

「利用目的、掲載内容、提供方法および本人の求めにより削除すること」について、あらかじめ本人に通知するか、ホームページへの掲載などによって、本人が容易に知ることができる状況におく。その際、本人からの求めがあった場合は削除しなければなりません。



**◎請求できる人**  
請求は、個人情報の本人が行うこととなります(原則として代理人の請求は認めません)。また、死者の情報は、その遺族が請求することができます。ただし、未成年や成年被後見人の法定代理人、実施機関が特別な理由があると認めた代理人は、本人や遺族に代わって請求することができます。

**◎請求に必要な書類**  
請求する際は、請求者を証明する書類として運転免許証、パスポートなどの書類が必要です。

また、▽遺族の場合は戸籍謄本など▽法定代理人の場合は戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書など▽その他の代理人は特別な理由に該当する者であることを証明する書類一が必要です。

**市にはどんな個人情報がある？**  
市が保有している個人情報収集、利用しているかについては、個人情報を取り扱う事務の目録を作成し、誰でも閲覧できるようにします。

**開示などの手続きは？**  
市が保有する個人情報があるか、また、適正な取り扱いが行われているかを確認できるよう、誰でも自分の個人情報の開示や訂正、利用停止を実施機関に対して請求できます。

**① 個人情報の開示**  
自分の個人情報が記録された公文書の閲覧や写しの交付を請求するときは、「個人情報開示請求書」に必要事項を記入して行います。

請求に対しては原則として開示することとしていますが、請求者以外の個人情報が記録されているなど、条例で定める不開示情報が含まれている場合には、開示しないことがあります。

なお、閲覧は無料ですが、写しの交付を受けようとする場合や写しの交付を送付で希望する場合は、複写や送付に要する費用は請求者の負担となります。

**② 個人情報の訂正**  
市が保有している個人情報に誤りがある場合には、実施機関に対し、個人情報の訂正を請求することができます。

訂正の請求は、「個人情報訂正請求書」に必要事項を記入し、訂正を求める内容が事実であることを証明できる書類を添付して行います。

**③ 個人情報の利用停止**  
個人情報収集の際に示した目的以外に利用されている場合などには、その利用停止を請求することができます。

利用停止の請求は、「個人情報利用停止請求書」に必要事項を記入して行います。

個人情報の開示や訂正、利用停止に関する手続きの流れなどは上の図のとおりです。

個人情報が訂正や利用停止、請求があった内容を調査し、その内容が確かであると認められた場合に行われます。

なお、開示、訂正または利用停止するかどうかの決定の内容については、不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができます。